

【令和５年度各会計予算の専決処分に係る市長報告説明要旨】

(R6.6.4)

令和５年度伊丹市一般会計補正予算（第１１号）についてであります。本件は、第１条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出に、それぞれ、１７億４，８２０万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、９２９億６，２５８万８，０００円とするとともに、第２条で繰越明許費の追加及び変更について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

まず、第１条、歳入歳出予算の補正では、歳入で、市税及び財産収入の増額分、地方譲与税、及び株式等譲渡所得割交付金等の交付額確定に伴う増額分のほか、２月補正後に生じた退職者の追加に伴う、一般職員退職手当基金繰入金の追加措置等を講じるとともに、歳出では、統合新病院の整備に係る、建設費用の継続的な高騰への準備として財政調整基金への積立てを講じるとともに、指定寄附金の追加等に伴う、特定目的基金への積立て、退職手当の追加について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

次に、第２条、繰越明許費の補正では、新庁舎整備事業ほか、８事業について、令和６年度に繰り越して使用できるよう、追加及び変更措置を講じたものであります。

以上、その処置に緊急を要しましたので、去る３月２９日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、令和５年度伊丹市水道事業会計補正予算（第３号）についてであります。本件は、建設改良費予算の一部を、翌年度に繰り越すことになったことに伴う、仮払い消費税及び地方消費税の減により、消費税及び地方消費税納税額が増加することとなったため、所要の措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る３月２９日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。